

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成17年  
12月6日  
(火曜日)

## 目次

告示  
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課)……………一  
公告  
契約の締結(情報企画課)……………二  
大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出(商政課)……………二  
国営農地再編整備事業(豊北地区大久保換地区)の換地処分(農村整備課)……………二  
周南都市計画公園の変更の案の縦覧(都市計画課)……………二  
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………三



### 山口県告示第六百五十号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(平成元年山口県告示第九百二十四号)の一部を次のように改正する。

平成十七年十二月六日

山口県知事 二井 関 成

- 中町地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。
- 二 区域の範囲
- 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線並びに標柱一号と八号を町道蛭子町(惣津線北側境界線及び町道中町(天神町線西側境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

郡名	熊毛郡	町名	上関町	大字名	長島	字名	蛭子町	地番	四九六 四四九の一 四四九の一 四四二の一 四四二の一 四五二の一 四五二の一 四五八の一	標柱番号	一号 二号 三号 四号 五号 六号 七号 八号
----	-----	----	-----	-----	----	----	-----	----	--	------	--



### (六四二) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成十七年十二月六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る物品等の名称及び数量  
インターネットシステムソフトウェアライセンス及び電源装置 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成十七年十月二十日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地  
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目六番六号
- 六 契約金額  
二百六十二万二千九百円
- 七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成十七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当するため  
 八 契約担当者  
 山口県知事 二井 関成

（六四三）大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十七年十二月六日から平成十八年四月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。  
 平成十七年十二月六日  
 山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ブックセンタージャスト小野田店  
 所在地 山陽小野田市日の出二丁目一〇番一〇号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名  
 サンデン交通株式会社 下関市羽山町三番三号 林 孝介

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	二、〇〇〇平方メートル	一、九七五平方メートル
駐車場の収容台数	八九台	一〇〇台
駐車場の収容台数	一〇台	二〇台
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時	午前一〇時
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後八時	午後一〇時五〇分
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時から午後八時まで	午前九時三〇分から午後一時まで

四 届出年月日  
 平成十七年二月二十四日  
 五 変更年月日  
 平成十七年二月八日

（六四四）国営農地再編整備事業（豊北地区大久保換地区）の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区大久保換地区の換地処分を次のとおり行いました。  
 平成十七年十二月六日  
 山口県知事 二井 関成

一 換地処分の年月日

平成十七年十一月二十八日

二 換地処分の内容

国営農地再編整備事業（豊北地区大久保換地区）換地計画書に記載された換地計画のとおり

（六四五）周南都市計画公園の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、周南都市計画公園を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る周南都市計画公園の案を次のとおり縦覧に供します。  
 平成十七年十二月六日  
 山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画公園五・五・四百一 永源山公園

二 都市計画を変更する土地の区域

周南市土井一丁目、政所一丁目、宮の前一丁目、大字下上及び大字富田

三 変更の内容

区域の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

平成十七年十二月六日から二週間  
五 都市計画の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び周南市都市開発部都市計画課

(六四六) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十七年十二月六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
下松市美里町二丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
下松市美里町二丁目一一番六号  
森田 定男

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
玖珂郡周東町大字下須通字上畑及び字中畑
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
玖珂郡周東町大字下須通五一三番地の一  
株式会社山口リサイクル

平成十七年十二月六日印刷  
平成十七年十二月六日発行

発行人所

山口県知事  
山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）